

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体試行要領

(平成 22 年 4 月 1 日 22 建政技第 17 号)

(改正 平成 24 年 12 月 7 日 24 建政技第 271 号)

(最終改正 令和 3 年 12 月 1 日 3 建政技第 280 号)

(目的)

第 1 条 この要領は、長野県が発注する「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領」(以下「試行要領」という。)における地域維持型建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第 2 条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって「試行要領」に定める小規模維持補修工事及び除雪業務並びに凍結防止剤散布業務(以下「小規模維持補修工事等」という。)(除雪業務については、発注機関の長が当該業務も含めて工区設定した場合による)を遂行する共同遂行方式とし、分担工事型、出資比率型のどちらかの形態によるものとする。

(構成員数)

第 3 条 共同企業体の構成員数は、制限を設けない。

(構成員の組み合わせ及び要件)

第 4 条 共同企業体の構成員の組み合わせは、建設業法第 3 条に規定する営業所のうち、長野県入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)を有する営業所を当該発注現地事務所管内の提案参加要件書に提示する地域要件の区域内に有する者で、次の各号の要件を満たす組み合わせとする。

ただし、共同企業体の構成員のうち、試行要領第 2 (5) の業務に限り参加する者は、「除雪業務における委託契約要領」第 4 条に掲げる資格を満たせば除雪業務に限り参加できるものとする。

- 一 共同企業体として、いずれかの構成員が、「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」かつ「舗装」の入札参加資格を有していること。
- 二 構成員は、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」又は「舗装」のいずれかの入札参加資格を有していること。
- 三 全ての構成員は、提案参加資格要件に示す「営業所の所在地」の要件を満たしていること。
- 四 いずれかの構成員が営業所(県内営業所の本店扱い認定者の営業所である場合を除く。)において参加表明をする場合は、過去 3 年間に、長野県小規模補修工事の当番登録実績又は小規模維持補修工事等の受注実績があること。
- 五 構成員の資格総合点数については、制限を設けない。
- 六 共同企業体は、当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。
- 七 全ての構成員は、契約時に法定外労働災害補償制度に加入する者であるこ

と。ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該契約期間の全ての間において対象とする保険でなければならない。

2 小規模維持補修工事等において、入札参加資格を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、複数の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

ただし、契約期間の完了後3ヶ月の精算事務の期間については、精算に係る業務に限りこれを妨げない。

(除雪業務を行う場合の構成員の要件)

第4条の2 除雪業務を行う構成員においては、除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できる者であること。

(出資比率)

第5条 各構成員の出資比率を設ける場合は、構成員数での均等に除した比率の10分の6以上とする。また、代表者の出資比率が構成員中最大とする。

(代表者)

第6条 代表者は、共同企業体を管理統括するものとし、工事等の実施に当たり主任技術者を配置するものとする。ただし、除雪業務においては、配置を求めるものとする。

(結成方法)

第7条 第4条及び第4条の2の要件を満たす者による自主結成とする。

(資格申請)

第8条 共同企業体が施工体制の提案に参加しようとする場合は、次に定める書類を知事に提出するものとする。なお、構成員に変更があった場合は、その都度変更申請書及び変更協定書を知事に提出し、承認を受けるものとする。

- 一 小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請書
(様式1-1)
- 二 小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体協定書
(様式2-1、様式2-2)
- 三 小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請の審査関係書類

(共同企業体の入札参加資格)

第8条の2 小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式への共同企業体の入札参加資格については、第4条第1項の第1号から第4号並びに第4条の2及び試行要領第3に適合しているかを審査のうえ、適當と認めたときは発注機関の長が付与(様式1-2)する。

(緊急時連絡体制表の提出)

第9条 契約企業体は、工事契約締結後、すみやかに共同企業体の緊急時連絡体制表(任意様式)を提出しなければならない。

附 則

- 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、平成23年1月1日から公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成24年1月1日から公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成25年1月1日から公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、令和4年1月1日から公告する対象工事から適用する。

様式 1-1

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請書

年　月　日

長野県知事 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

このたび、連帶責任によって長野県が発注する小規模維持補修工事等を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、別添指定の資料を添えて当該工事の入札参加資格の審査を申請します。

また、当該小規模維持補修工事等について、 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 小規模維持補修工事等の遂行に関し、当企業体を代表して長野県と折衝する権限
- 2 小規模維持補修工事等の入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 小規模維持補修工事等に係る代金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他、小規模維持補修工事等に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式 1-2

〇〇第 号
令和〇〇年(年)〇月〇日

〇〇〇〇〇共同企業体
代表者 〇〇〇〇〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

長野県安曇野建設事務所長

地域維持型建設共同企業体入札参加資格の付与について（通知）

令和〇〇年(年)〇月〇日付けで申請のありました入札参加資格については、
下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 資格付与する入札に係る対象工事等

令和〇〇年度小規模維持補修工事等（施行体制確認型契約方式）

2 資格付与期間 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年3月31日

長野県 〇〇建設事務所〇〇課
〇〇〇係
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
電話
防災無線
ファクシミリ
E-mail

小規模維持補修工事地域維持型建設共同企業体協定書[出資比率型] (案)

(目的)

第1条 当企業体は、令和8年度小規模維持補修工事〔道路、河川、砂防、都市公園〕(以下「工事」という。)を共同連帶して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は○○共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、工事契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る工事契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の実施に関し、当企業体を代表して、長野県と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積内訳書の提出、請負代金(部分払い金を含む。)の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、工事に係る長野県との契約内容に変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○株式会社	%
○○株式会社	%
○○株式会社	%

2 金銭以外の出資については、時価を参考やくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別口預貯金口座によって取引するものとする。

(工事の分担)

第12条 各構成員の工事の分担の詳細は、運営委員会で定める。

(構成員の必要経費の分担)

第13条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分担を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第14条 工事中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(決算)

第15条 当企業体は、工事の完了時に決算するものとする。

(利益の配当の割合)

第16条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第17条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第18条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(請負期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第19条 構成員は、長野県及び構成委員全員の承認がなければ当企業体が工事を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事期間途中において脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完了する。

3 脱退構成員があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員の出資の割合により分割し、これを第8条に規定する

割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員への出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から脱退構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(工事期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第20条 構成員のうちいづれかが工事期間途中において破産又は解散した場合においては、
前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第21条 当企業体が解散した後においても、工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第22条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外 者は、上記のとおり 地域維持型建設共同企業
体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印
し各自所持するものとする。なお、1通は発注者提出用とする。

年 月 日

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体協定書[出資比率型]（案）

（目的）

第1条 当企業体は、令和8年度小規模維持補修工事及び除雪並びに凍結防止剤散布業務〔道路、除雪、河川、砂防、都市公園〕（以下「工事等」という。）を共同連帶して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当企業体は○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、工事契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事等を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事等に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事等の実施に関し、当企業体を代表して、長野県と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積内訳書の提出、請負代金（部分払い金を含む。）の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、工事等に係る長野県との契約内容に変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○株式会社	%
○○株式会社	%
○○株式会社	%

2 金銭以外の出資については、時価を参考やくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、工事等の業務の遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、工事等の請負契約の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別口預貯金口座によって取引するものとする。

(工事等の分担)

第 12 条 各構成員の工事等の分担の詳細は、運営委員会で定める。

(構成員の必要経費の分担)

第 13 条 構成員は、その分担工事等の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分担を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 14 条 工事等の最中に発生した共通の経費等については、分担工事等の額の割合により、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(決算)

第 15 条 当企業体は、工事等の完了時に決算するものとする。

(利益の配当の割合)

第 16 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 17 条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 18 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(請負期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第 19 条 構成員は、長野県及び構成委員全員の承認がなければ当企業体が工事等を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事等の期間途中において脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員が共同連帶して工事等を完了する。

3 脱退構成員があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員の出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する

割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員への出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から脱退構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(工事等の期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 20 条 構成員のうちいづれかが工事等の期間途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 21 条 当企業体が解散した後においても、工事等につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第 22 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外 者は、上記のとおり 地域維持型建設共同企業
体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印
し各自所持するものとする。なお、1通は発注者提出用とする。

年 月 日

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

小規模維持補修工事地域維持型建設共同企業体協定書[分担工事型] (案)

(目的)

第 1 条 当企業体は、令和〇〇年度小規模維持補修工事〔道路、河川、砂防、都市公園〕
(以下「工事」という。)を共同連帶して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当企業体は〇〇共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体の事務所を 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、工事契約の履行後 3 ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る工事契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、工事の実施に関し、当企業体を代表して、長野県と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積内訳書の提出、請負代金(部分払い金を含む。)の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第 8 条 各構成員の工事の分担は、次を基本とする。ただし、分担工事について発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○地区 ○○株式会社
△△地区 △△株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別口預貯金口座によって取引するものとする。

(工事の分担)

第 12 条 各構成員の工事の分担の詳細は、運営委員会で定める。

(構成員の必要経費の分担)

第 13 条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分担を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 14 条 工事中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(決算)

第 15 条 当企業体は、工事の完了時に決算するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 16 条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 17 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(請負期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第 18 条 構成員は、長野県及び構成委員全員の承認がなければ当企業体が工事を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事期間途中において脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員が共同連帶して工事を完了する。

3 脱退構成員があるときは、残存構成員は、脱退構成員が脱退前に有していた分担工事を残存構成員により分担するものとする。

(工事期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第19条 構成員のうちいづれかが工事期間途中において破産又は解散した場合においては、

第16条第2項、第3項、前条第2項および第3項の規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外 者は、上記のとおり 地域維持型建設共同企業
体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印
し各自所持するものとする。なお、1通は発注者提出用とする。

年 月 日

所在 地

商 号

代 表 者

印

所在 地

商 号

代 表 者

印

所在 地

商 号

代 表 者

印

様式 2-2-2

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体協定書[分担工事型]（案）

（目的）

第1条 当企業体は、令和8年度小規模維持補修工事及び除雪並びに凍結防止剤散布業務〔道路、除雪、河川、砂防、都市公園〕（以下「工事等」という。）を共同連帶して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当企業体は、○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、工事契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事等を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事等に係る工事契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事等の実施に関し、当企業体を代表して、長野県と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積内訳書の提出、請負代金（部分払い金を含む。）の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事等の額）

第8条 各構成員の工事等の分担は、次を基本とする。ただし、分担工事等について発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

[小規模維持業務]	○○地区	○○株式会社
	△△地区	△△株式会社
[除雪業務]	○○地区	○○株式会社
	△△地区	△△株式会社
[凍結防止剤散布業務]	○○地区	○○株式会社
	△△地区	△△株式会社

2 前項に規定する分担工事等の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、工事等の業務の遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、工事等の請負契約の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別口預貯金口座によって取引するものとする。

(工事等の分担)

第 12 条 各構成員の工事等の分担の詳細は、運営委員会で定める。

(構成員の必要経費の分担)

第 13 条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分担を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 14 条 工事等の最中に発生した共通の経費等については、分担工事等の額の割合により、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(決算)

第 15 条 当企業体は、工事等の完了時に決算するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 16 条 構成員がその分担工事等に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 17 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(請負期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第 18 条 構成員は、長野県及び構成委員全員の承認がなければ当企業体が工事等を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち工事等の期間途中において脱退した者(以下「脱退構成員」という。)がある場合においては、残存構成員が共同連帶して工事等を完了する。

3 脱退構成員があるときは、残存構成員は、脱退構成員が脱退前に有していた分担工事等を残存構成員により分担するものとする。

(工事期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 19 条 構成員のうちいずれかが工事等の期間途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項、第 3 項、前条第 2 項および第 3 項の規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、工事等につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外 者は、上記のとおり 地域維持型建設共同企業
体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印
し各自所持するものとする。なお、1通は発注者提出用とする。

年 月 日

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印

所 在 地

商 号

代 表 者

印